

京都市債権管理条例（平成29年3月27日京都市条例第31号）（行財政局資産活用推進室）

本市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、本市の債権の管理の一層の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資するため、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 他の法令等との関係

本市の債権の管理に関する事務は、法令又は他の条例に別段の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによります。

2 市長及び公営企業管理者の責務

(1) 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令等の定めに従い、本市の債権を適正に管理しなければならないこととします。

(2) 市長等は、本市の債権を適正に管理するため、本市の債権の管理に関する事務処理の判断に必要な基準及び手続を整備するとともに、体制の整備を推進するものとしてします。

3 管理台帳の整備

市長等は、本市の債権を適正に管理するため、管理台帳を整備しなければならないこととします。

4 徴収の方針

市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努め、その支払能力等に応じた適切かつ効率的な徴収に努めなければならないこととします。

5 債権の放棄

市長等は、次のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権（本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。以下同じ。）を放棄することができることとします。

なお、市長等は、非強制徴収債権を放棄する旨を決定したときは、その旨及びその内容を市会に報告しなければならないこととします。

(1) 債務者が破産法第253条第1項その他の法令の規定によりその債務の責任を免

れたとき。

- (2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であつて、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 強制執行、担保権の実行その他法令上の措置を講じてもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が生活保護法の適用を受け、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、高齢、長期にわたる病気、障害等により、将来にわたり資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権について、徴収停止の措置を採った場合において、当該措置を採った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (6) 消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市債権管理条例を公布する。

平成29年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第31号

京都市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、本市の債権の管理の一層の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 市長等 市長及び公営企業管理者をいう。
- (3) 非強制徴収債権 本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 本市の債権の管理に関する事務については、法令又は他の条例に別段の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに本市の条例、執行機関の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程の規定に従い、本市の債権を適正に管理しなければならない。

- 2 市長等は、本市の債権を適正に管理するため、本市の債権の管理に関する事務処理の判断に必要な基準及び手続を整備するとともに、必要な体制の整備を推進するものとする。

(管理台帳の整備)

第5条 市長等は、本市の債権を適正に管理するため、管理台帳（本市の債権を管理する

ために必要な事項として別に定めるものを記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）を整備しなければならない。

（徴収の方針）

第6条 市長等は、本市の債権の債務者の支払能力その他本市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければならない。

（債権の放棄）

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が破産法第253条第1項その他の法令の規定によりその債務の責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であつて、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 当該非強制徴収債権について、強制執行、担保権の実行その他当該非強制徴収債権を徴収するために必要な措置として別に定めるものを行つてもなお完全に履行されていない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態にあり、かつ、高齢、長期にわたる病気、障害等の理由により、将来にわたり資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権について、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置を採つた場合において、当該措置を採つた日から別に定める期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (6) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄することを決定したときは、その旨及びその内容を市会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)